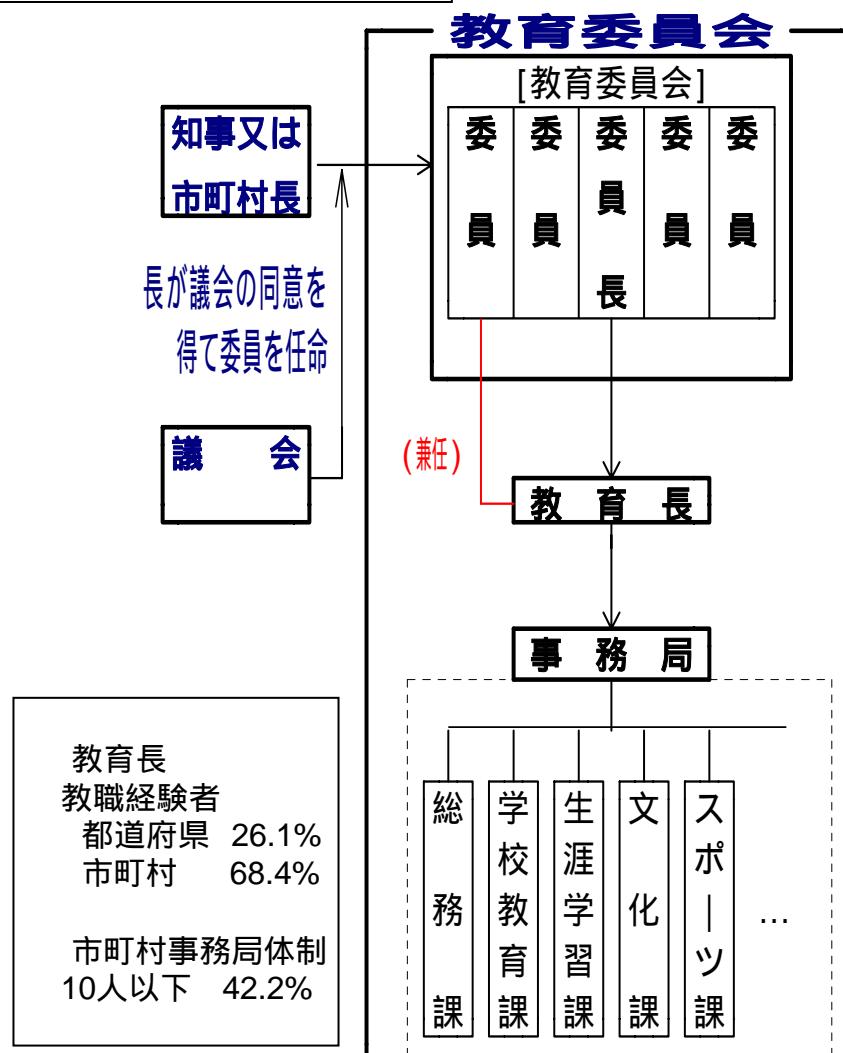


# 教育委員会制度の概要

〔教育委員会の組織のイメージ〕



## 1. 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。

教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。

教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。

## 2. 教育委員会制度の意義

政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

# 教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保のための仕組み

## 首長からの独立制

学校等教育機関の設置管理など教育事務については、教育委員会に単独で事務を執行する権限を付与。

首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性等を確保。

## 合議制

多数決により教育行政の基本方針を決定。

独任制ではなく、合議制にすることにより、教育行政の方針が一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

<最初に任命される委員の任期>

定数6人の場合

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が2人、1年任期が1人。

定数5人の場合

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人、1年任期が1人。

定数3人の場合

4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人

## 委員の交代の時期は重ならない

以降、原則毎年1人ずつが交代

(途中辞職の場合、前任者の残任期間)

委員の交代により急激に教育行政の方針が変わることを避ける。

首長・議員の任期が4年であるため、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ。

## 委員の身分保障

任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職・罷免されない。

委員の身分を保証して教育行政の安定を確保。

## 同一政党所属の委員の制限

同一政党所属者を2名までに制限。

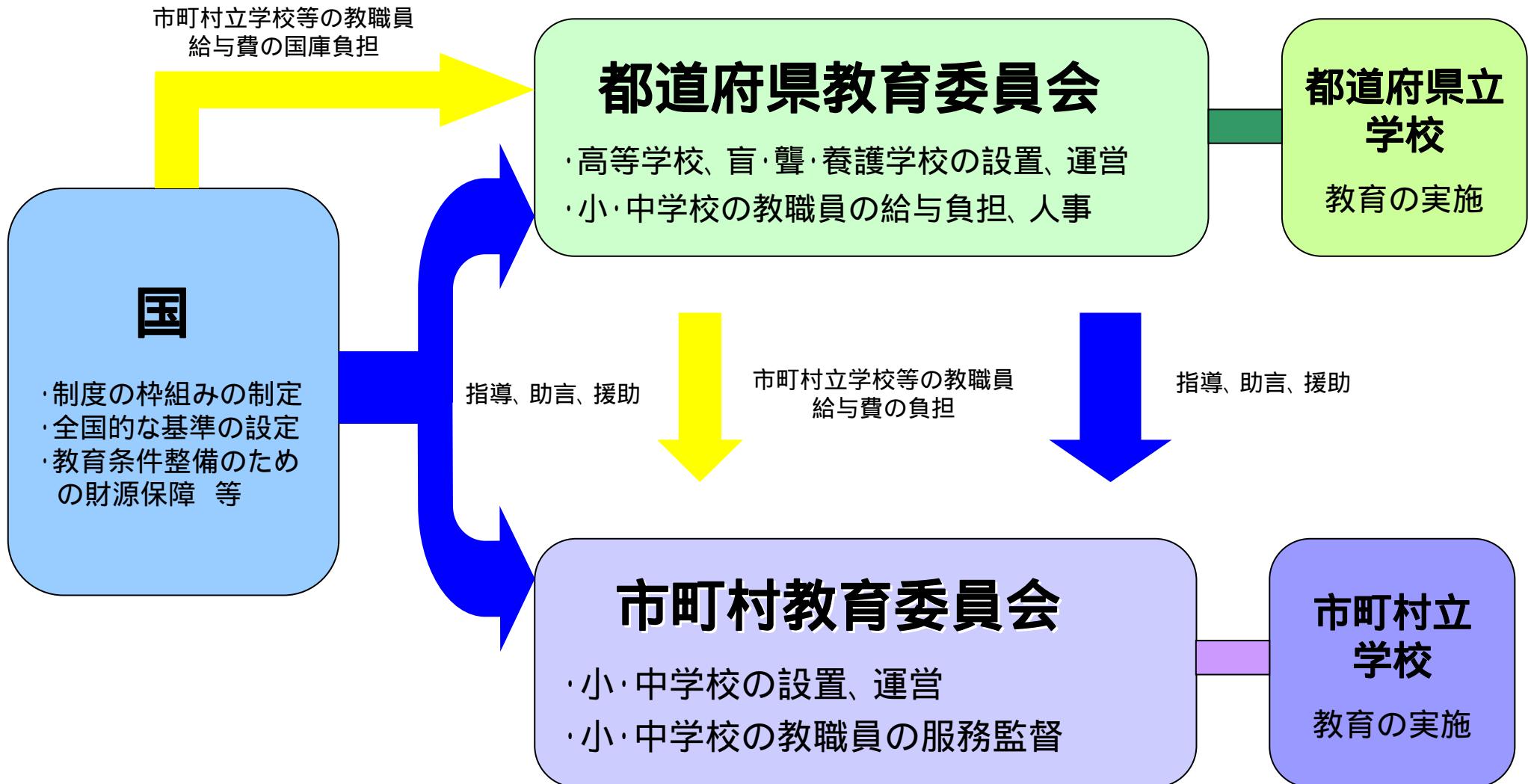
委員会の中立性を確保。

## 委員の政治活動を制限

教育委員は、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動をすることが禁止されている。

委員の中立性を確保。

## 地方の責任による創意工夫ある学校教育



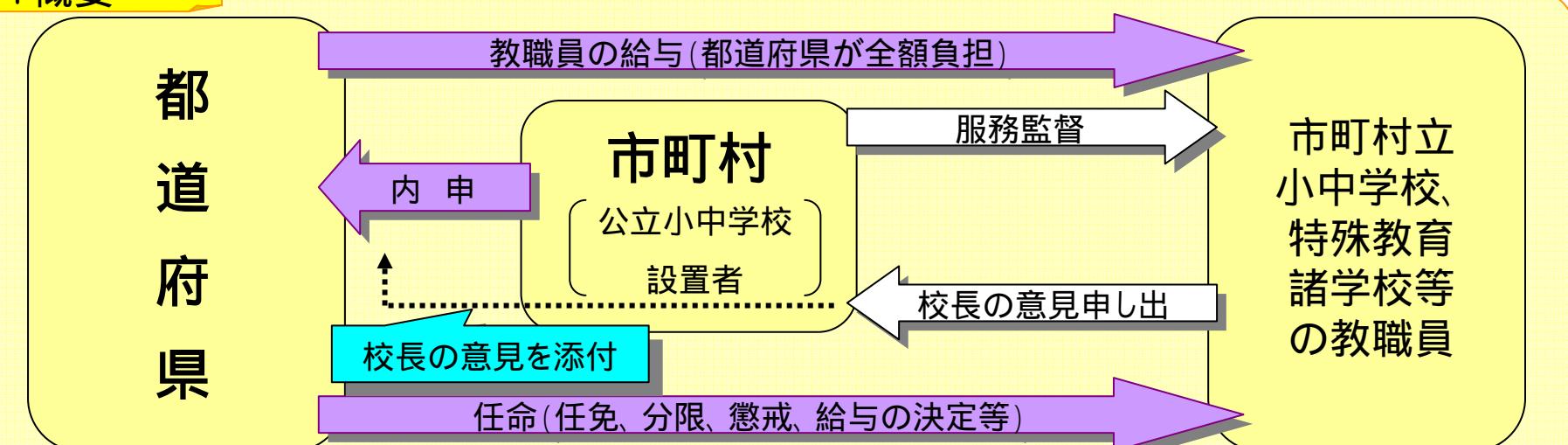
# 県費負担教職員制度について

## 1. 趣旨・目的

市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

## 2. 概要



### 市町村の内申

都道府県は市町村の内申をまって人事を行うこととされている。

これにより、都道府県が市町村の内申なく人事を行うことは原則としてできない。また、都道府県は市町村の内申を尊重する必要がある。

### 校長の意見

校長の意見の申し出があった場合、市町村の内申にその意見を添付することとされており、これにより、校長の意見の反映が図られている。

なお、指定都市は、給与は負担していないが、教職員の任免に関する事務を行う。